

○国土交通省告示第千七百七十二号
 地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）附則第六条第三十項に規定する船舶を定める告示を次のように定める。
 令和三年八月二十日
 国土交通大臣 赤羽 一嘉

地方税法施行規則附則第六条第三十項に規定する船舶を定める告示

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）附則第六条第三十項に規定する船舶は、次の表のとおりとする。

番号	船
1	<p>第一号から第二十五号までに掲げる構造及び装置の全てを有している船舶（第二十六号から第三十三号までに規定する船舶にあつては、それぞれこれらの号に掲げる装置を有しているものに限る。）（2の項又は3の項に掲げる船舶を除く。）</p> <p>一 主機関又は推進装置（次のいずれかに該当するものに限る。）</p> <p>イ 窒素酸化物放出量削減型主機関（原動機（窒素酸化物の放出量を低減させるための装置が備え付けられている場合にあつては、当該装置を含む。以下同じ。）が次のいずれかに該当するものに限る。）</p> <p>(1) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一十号。以下「海防法施行令」という。）第十一条の七の表第一号中欄イからへまで及び第二号中欄イから八までに掲げる原動機（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第二百九十五号。以下「平成二十七年改正令」という。）附則第二項各号に掲げるものを除く。）であつて、一キロワット時当たりその窒素酸化物の放出量の値が次に掲げるその使用する放出海域の区分に応じそれぞれ次に定める値以下となるもの（次に掲げる放出海域の使用する場合には(i)に定める値以下となり、かつ、(ii)に掲げる放出海域で使用する場合には(ii)に定める値以下となるもの）</p>

(i) 海防法施行令第十一条の七の表第一号上欄に掲げる放出海域 同号中欄に掲げる原動機の種類、能力及び用途の区分に応じそれぞれ同号下欄に掲げる窒素酸化物の放出量に係る放出基準の値に二十分の十九・五を乗じて算出された値

(ii) 海防法施行令第十一条の七の表第二号上欄に掲げる放出海域 同号中欄に掲げる原動機の種類、能力及び用途の区分に応じそれぞれ同号下欄に掲げる窒素酸化物の放出量に係る放出基準の値に八十分の七十八を乗じて算出された値

(2) 平成二十七年改正令附則第二項第一号から第三号までに掲げる原動機のうち平成二十七年改正令による改正前の海防法施行令第十一条の七の表第一号から第三号までの上欄に掲げるものであって、一キロワット時当たりの窒素酸化物の放出量の値が同欄に掲げる原動機の種類、能力及び用途の区分に応じそれぞれ同表第一号から第三号までの下欄に掲げる窒素酸化物の放出量に係る放出基準の値に八十分の七十八を乗じて算出された値以下となるもの

ロ 電子制御型ディーゼル主機関

ハ 電気推進装置

二 船橋に設置された主機関の遠隔操縦装置並びに主機関の関連諸装置の作動状況の集中監視及び異常警報装置

三 電源自動制御装置

四 推進機関の運転に関連のある潤滑油ポンプ、燃料供給ポンプ及び冷却ポンプの予備ポンプへの自動切替装置

五 主機関過回転防止装置及び潤滑油圧力低下に対する保護装置

六 主機関の燃料油（加熱を要するものに限る。）、潤滑油及び冷却水並びに発電用機関の潤滑油及び冷却水の自動温度制御装置

-
- 七 燃料油タンク（次のいずれかに該当するものに限る。）
 - イ 船底外板及び船側外板をその構造に含まないもの
 - ロ オーバーフロー・ラインを有するもの
 - 八 機関室内異常警報の機関員居住区域への表示装置
 - 九 機関室内火災探知装置
 - 十 機関室内ビルジの高位警報装置
 - 十一 船首及び船尾の係留用ウインチの遠隔制御装置
 - 十二 衛星航法装置
 - 十三 自動操舵装置
 - 十四 発電用機関（次のいずれかに該当するものに限る。）
 - イ 燃料油（加熱を要するものに限る。）の自動温度制御装置付発電機関
 - ロ A重油専用発電機関
 - ハ ターボ・ジェネレーター
 - ニ 風力発電機関
 - ホ 排気ガス浄化装置付発電機関
 - 十五 燃料油タンクの遠隔液面監視装置及び高位警報装置
 - 十六 主機関の運転状態の自動記録装置
 - 十七 ビルジ処理装置（油水分離機能及び油の焼却機能を有するものに限る。）又は廃油焚ボイラー
 - 十八 汚水処理装置（微生物による処理及び塩素又は紫外線による消毒を行うものに限る。）
 - 十九 海事衛星通信装置
 - 二十 自動衝突予防援助装置
-

- 二十一 造水機（主機関で生じた廃熱を利用するものに限る。）
- 二十二 給湯機（主機関で生じた廃熱を利用するものに限る。）
- 二十三 推進関係機器（次のいずれかに該当するものに限る。）、エア・シール型船尾管軸封装置又は風圧抵抗軽減型船首
- イ 推進効率改良型プロペラ（プロペラ・ボス取付翼、ハイスキュー・プロペラ、可変ピッチ・プロペラ又は二重反転プロペラに限る。）
- ロ 推進効率改良型舵（整流板付舵、フラップ付舵又はシリング舵に限る。）
- ハ 船尾装着フィン
- 二十四 船首方位制御装置
- 二十五 熱効率改良装置（排気ガスエコノマイザー、軸発電機装置又は冷却清水熱利用装置に限る。）
- 二十六 ボイラーを有する船舶にあつては、A重油専用ボイラー、自動制御型ボイラー又はコンポジット・ボイラー
- 二十七 荷役用のサイド・ポート、ランプ・ウェイ又は暴露甲板の鋼製ハッチ・カバー（ポンツーン型のものを除く。）を有する船舶にあつては、その動力駆動装置
- 二十八 コンテナ船、重量物運搬船（制限荷重が百トン以上の揚貨装置を有する船舶をいう。）又は油タンク船（永久バラスト・タンクを有するものを除く。）にあつては、バラスト・タンクの遠隔制御装置
- 二十九 燃料油タンクの船外からの注油管の弁の数が五以上の船舶（当該弁の集中配置場所が二以下のものを除く。）にあつては、当該弁の遠隔制御装置
- 三十 ばら積みの液体貨物を輸送する船舶にあつては、当該液体貨物の荷役装置の遠隔制御装置
- 三十一 平成二十七年四月一日以後に建造契約を結び建造をする船舶（建造契約がない船舶にあつては、同年十月一日以後に建造に着手されたもの）にあつては、二千

四年の船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約に適合するものとして当該条約の締約国（締約国となることを予定する国を含む。）が承認（当該条約の発効前の承認を含む。）をしたバラスト水処理装置

三十二 令和三年四月一日以後に建造契約を結び建造をする船舶（建造契約がない船舶にあっては、同年十月一日以後に建造に着手されたもの）にあっては、グレイウォータータンク

三十三 令和三年四月一日以後に建造契約を結び建造をする船舶（建造契約がない船舶にあっては、同年十月一日以後に建造に着手されたもの）にあっては、ビルジブライマリータンク

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十六号。以下「海防法」という。）第十九条の二十六第一項に規定する国土交通大臣の確認を受けなければならぬ船舶（第一号イからトまでに掲げる用途及び大きさの船舶に限る。）で、同項に規定する二酸化炭素放出抑制指標（以下「二酸化炭素放出抑制指標」という。）の値が次の各号に掲げる船舶の区分に応じ当該各号に定める二酸化炭素放出抑制指標の値以下であり、かつ、1の項第一号から第十三号まで及び第十五号から第二十号までに掲げる装置の全てを有している船舶（同項第二十七号から第三十三号までに規定する船舶にあっては、それぞれこれらの号に掲げる装置を有しているものに限る。）

一 令和四年四月一日以後に建造契約が結ばれた船舶（建造契約がない船舶にあっては、同年十月一日以後に建造に着手されたもの）次に掲げる船舶の用途及び船舶の大きさの区分に応じそれぞれ次に定める二酸化炭素放出抑制指標の値

イ 二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標に関する基準を定める省令（平成二十四年国土交通省・環境省令第三号。以下「指標基準省令」という。）第一条第三項に規定するタンカー等（以下「タンカー等」という。）（次に

掲げるものに限るものとし、ロに掲げるものを除く。) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) 載貨重量トン数 (以下この表において「Dw」という。) が二万トン以上のもの
① $950.664Dw^{-0.488}$

(2) Dw が四千トン以上二万トン未満のもの
 $1,218.8Dw^{-0.488} \left(0.88 - 0.1 \frac{Dw-4,000}{16,000}\right)$

ロ タンカー等 (次に掲げるもので、その貨物倉の一部分がばら積み of 固体貨物の輸送のための構造を有するものに限る。) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) Dw が二万トン以上のもの $950.82Dw^{-0.488}$

(2) Dw が四千トン以上二万トン未満のもの
 $1,219Dw^{-0.488} \left(0.88 - 0.1 \frac{Dw-4,000}{16,000}\right)$

ハ 指標基準省令第一条第四項に規定する液化ガスばら積船 (以下「液化ガスばら積船」という。) (次に掲げるものに限る。) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) Dw が一万五千トン以上のもの $761.6Dw^{-0.456}$

(2) Dw が一万トン以上一万五千トン未満のもの $873.6Dw^{-0.456}$

(3) Dw が二千トン以上一万トン未満のもの
 $1,120Dw^{-0.456} \left(0.88 - 0.1 \frac{Dw-2,000}{8,000}\right)$

ニ 指標基準省令第一条第七項に規定するばら積貨物船 (以下「ばら積貨物船」という。) (次に掲げるものに限る。) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) Dwが二万トン以上のもの $750.1962Dw^{-0.477}$

(2) Dwが一万トン以上二万トン未満のもの
 $961.79Dw^{-0.477} (0.88 - 0.1 \frac{Dw-10,000}{10,000})$

ホ 指標基準省令第一条第八項に規定するコンテナ船（以下「コンテナ船」という。）（次に掲げるものに限る。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) Dwが二十万トン以上のもの $83.6256Dw^{-0.201}$

(2) Dwが十二万トン以上二十万トン未満のもの $92.3366Dw^{-0.201}$

(3) Dwが八万トン以上十二万トン未満のもの $101.0476Dw^{-0.201}$

(4) Dwが四万トン以上八万トン未満のもの $109.7586Dw^{-0.201}$

(5) Dwが一万五千トン以上四万トン未満のもの $118.4696Dw^{-0.201}$

(6) Dwが一万トン以上一万五千トン未満のもの
 $174.22Dw^{-0.201} (0.83 - 0.15 \frac{Dw-10,000}{5,000})$

ヘ 指標基準省令第一条第九項に規定する冷凍運搬船（以下「冷凍運搬船」という。）（次に掲げるものに限る。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) Dwが五千トン以上のもの $177.0678Dw^{-0.244}$

(2) Dwが二千トン以上五千トン未満のもの
 $227.01Dw^{-0.244} (0.88 - 0.1 \frac{Dw-3,000}{2,000})$

ト 指標基準省令第一条第十二項に規定する一般貨物船（以下「一般貨物船」という。）（次に掲げるものに限る。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算

式により算定した値

(1) D_w が一万五千トン以上のもの $73.0864D_w^{-0.216}$

(2) D_w が二千トン以上一万五千トン未満のもの

$$107.48D_w^{-0.216} \left(0.88 - 0.2 \frac{D_w - 3,000}{12,000}\right)$$

二 令和二年一月一日から令和四年三月三十一日までの間に建造契約が結ばれた船舶（建造契約がない船舶にあつては、令和二年七月一日から令和四年九月三十日まで）の間に建造に着手されたもの）次に掲げる船舶の用途及び船舶の大きさの区分に応じそれぞれ次に定める二酸化炭素放出抑制指標の値

イ タンカー等（次に掲げるものに限るものとし、ロに掲げるものを除く。）次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) D_w が二万トン以上のもの $950.664D_w^{-0.488}$

(2) D_w が四千トン以上二万トン未満のもの

$$1,218.8D_w^{-0.488} \left(0.88 - 0.1 \frac{D_w - 4,000}{16,000}\right)$$

ロ タンカー等（次に掲げるもので、その貨物倉の一部分がばら積みの固体貨物の輸送のための構造を有するものに限る。）次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) D_w が二万トン以上のもの $950.82D_w^{-0.488}$

(2) D_w が四千トン以上二万トン未満のもの

$$1,219D_w^{-0.488} \left(0.88 - 0.1 \frac{D_w - 4,000}{16,000}\right)$$

ハ 液化ガスばら積船（次に掲げるものに限る。）次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) D_w が一万トン以上のもの $873.6D_w^{-0.456}$

(2) Dwが二千トン以上一万トン未満のもの

$$1,120Dw^{-0.456} \left(0.88-0.1\frac{Dw-2,000}{8,000}\right)$$

ニ ばら積貨物船（次に掲げるものに限る。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) Dwが二万トン以上のもの $750.1962Dw^{-0.477}$

(2) Dwが一万トン以上二万トン未満のもの

$$961.79Dw^{-0.477} \left(0.88-0.1\frac{Dw-10,000}{10,000}\right)$$

ホ コンテナ船（次に掲げるものに限る。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) Dwが一万五千トン以上のもの $135.8916Dw^{-0.201}$

(2) Dwが一万トン以上一万五千トン未満のもの

$$174.22Dw^{-0.201} \left(0.88-0.1\frac{Dw-10,000}{5,000}\right)$$

ヘ 冷凍運搬船（次に掲げるものに限る。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) Dwが五千トン以上のもの $177.0678Dw^{-0.244}$

(2) Dwが三千トン以上五千トン未満のもの

$$227.01Dw^{-0.244} \left(0.88-0.1\frac{Dw-3,000}{2,000}\right)$$

ト 一般貨物船（次に掲げるものに限る。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) Dwが一万五千トン以上のもの $83.8344Dw^{-0.216}$

(2) Dwが二千トン以上一万五千トン未満のもの

$$107.48Dw^{-0.216} \left(0.88-0.1\frac{Dw-3,000}{12,000}\right)$$

三 平成三十一年四月一日から令和元年十二月三十一日までの間に建造契約が結ばれた船舶（建造契約がない船舶にあつては、同年十月一日から令和二年六月三十日までの間に建造に着手されたもの）次に掲げる船舶の用途及び船舶の大きさの区分に応じそれぞれ次に定める二酸化炭素放出抑制指標の値

イ タンカー等（次に掲げるものに限るものとし、ロに掲げるものを除く。）次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) Dwが二万トン以上のもの $975.04Dw^{-0.488}$

(2) Dwが四千トン以上二万トン未満のもの

$$1,218.8Dw^{-0.488} \left(0.9-0.1\frac{Dw-4,000}{16,000}\right)$$

ロ タンカー等（次に掲げるもので、その貨物倉の一部分がばら積み of 固体貨物の輸送のための構造を有するものに限る。）次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) Dwが二万トン以上のもの $975.2Dw^{-0.488}$

(2) Dwが四千トン以上二万トン未満のもの

$$1,219Dw^{-0.488} \left(0.9-0.1\frac{Dw-4,000}{16,000}\right)$$

ハ 液化ガスばら積船（次に掲げるものに限る。）次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) Dwが一万トン以上のもの $896Dw^{-0.456}$

(2) Dwが二千トン以上一万トン未満のもの

$$1,120Dw^{-0.456} \left(0.9-0.1\frac{Dw-2,000}{8,000}\right)$$

ニ ばら積貨物船（次に掲げるものに限る。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) Dw が二万トン以上のもの $769.432Dw^{-0.477}$

(2) Dw が一万トン以上二万トン未満のもの

$$961.79Dw^{-0.477} \left(0.9-0.1\frac{Dw-10,000}{10,000}\right)$$

ホ コンテナ船（次に掲げるものに限る。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) Dw が一万五千トン以上のもの $139.376Dw^{-0.201}$

(2) Dw が一万トン以上一万五千トン未満のもの

$$174.22Dw^{-0.201} \left(0.9-0.1\frac{Dw-10,000}{5,000}\right)$$

ヘ 冷凍運搬船（次に掲げるものに限る。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) Dw が五千トン以上のもの $181.608Dw^{-0.244}$

(2) Dw が三千トン以上五千トン未満のもの

$$227.01Dw^{-0.244} \left(0.9-0.1\frac{Dw-3,000}{2,000}\right)$$

ト 一般貨物船（次に掲げるものに限る。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) Dw が一万五千トン以上のもの $85.984Dw^{-0.216}$

(2) Dw が三千トン以上一万五千トン未満のもの

$$107.48Dw^{-0.216} \left(0.9-0.1\frac{Dw-3,000}{12,000}\right)$$

四 平成二十九年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に建造契約が結ばれた船舶（建造契約がない船舶にあつては、平成二十九年十月一日から令和元年九月三十日までの間に建造に着手されたもの） 次に掲げる船舶の用途及び船舶の大きさの区分に応じそれぞれ次に定める二酸化炭素放出抑制指標の値

イ タンカー等（次に掲げるものに限るものとし、ロに掲げるものを除く。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) Dw が二万トン以上のもの $1,035.98Dw^{-0.488}$

(2) Dw が四千トン以上二万トン未満のもの

$$1,218.8Dw^{-0.488} \left(0.95 - 0.1 \frac{Dw-4,000}{16,000}\right)$$

ロ タンカー等（次に掲げるもので、その貨物倉の一部分がばら積みの固体貨物の輸送のための構造を有するものに限る。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) Dw が二万トン以上のもの $1,036.15Dw^{-0.488}$

(2) Dw が四千トン以上二万トン未満のもの

$$1,219Dw^{-0.488} \left(0.95 - 0.1 \frac{Dw-4,000}{16,000}\right)$$

ハ 液化ガスばら積船（次に掲げるものに限る。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) Dw が一万トン以上のもの $952Dw^{-0.456}$

(2) Dw が二千トン以上一万トン未満のもの

$$1,120Dw^{-0.456} \left(0.95 - 0.1 \frac{Dw-2,000}{8,000}\right)$$

ニ ばら積貨物船（次に掲げるものに限る。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) Dwが二万トン以上のもの $817.5215Dw^{-0.477}$

(2) Dwが一万トン以上二万トン未満のもの

$$961.79Dw^{-0.477} \left(0.95 - 0.1 \frac{Dw^{-10,000}}{10,000}\right)$$

ホ コンテナ船（次に掲げるものに限る。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) Dwが一万五千トン以上のもの $148.087Dw^{-0.201}$

(2) Dwが一万トン以上一万五千トン未満のもの

$$174.22Dw^{-0.201} \left(0.95 - 0.1 \frac{Dw^{-10,000}}{5,000}\right)$$

ヘ 冷凍運搬船（次に掲げるものに限る。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) Dwが五千トン以上のもの $192.9585Dw^{-0.244}$

(2) Dwが三千トン以上五千トン未満のもの

$$227.01Dw^{-0.244} \left(0.95 - 0.1 \frac{Dw^{-3,000}}{2,000}\right)$$

ト 一般貨物船（次に掲げるものに限る。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) Dwが一万五千トン以上のもの $91.358Dw^{-0.216}$

(2) Dwが三千トン以上一万五千トン未満のもの

$$107.48Dw^{-0.216} \left(0.95 - 0.1 \frac{Dw^{-3,000}}{12,000}\right)$$

五 前各号に掲げる船舶以外の船舶 次に掲げる船舶の用途及び船舶の大きさの区分に応じそれぞれ次に定める二酸化炭素放出抑制指標の値

イ タンカー等（次に掲げるものに限るものとし、ロに掲げるものを除く。）次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) Dw が二万トン以上のもの $1,072.544Dw^{-0.488}$

(2) Dw が四千トン以上二万トン未満のもの

$$1,218.8Dw^{-0.488} \left(0.98-0.1\frac{Dw-4,000}{16,000}\right)$$

ロ タンカー等（次に掲げるもので、その貨物倉の一部分がばら積みの固体貨物の輸送のための構造を有するものに限る。）次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) Dw が二万トン以上のもの $1,072.72Dw^{-0.488}$

(2) Dw が四千トン以上二万トン未満のもの

$$1,219Dw^{-0.488} \left(0.98-0.1\frac{Dw-4,000}{16,000}\right)$$

ハ 液化ガスばら積船（次に掲げるものに限る。）次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) Dw が一万トン以上のもの $985.6Dw^{-0.456}$

(2) Dw が二千トン以上一万トン未満のもの

$$1,120Dw^{-0.456} \left(0.98-0.1\frac{Dw-2,000}{8,000}\right)$$

ニ ばら積貨物船（次に掲げるものに限る。）次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) Dw が二万トン以上のもの $846.3752Dw^{-0.477}$

(2) Dw が一万トン以上二万トン未満のもの

$$961.79Dw^{-0.477} \left(0.98-0.1\frac{Dw-10,000}{10,000}\right)$$

	<p>ホ コンテナ船（次に掲げるものに限る。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値</p> <p>(1) Dwが一万五千トン以上のもの $153.3136Dw^{-0.201}$</p> <p>(2) Dwが一万トン以上一万五千トン未満のもの</p> $174.22Dw^{-0.201} \left(0.98 - 0.1 \frac{Dw^{-10,000}}{5,000}\right)$ <p>ハ 冷凍運搬船（次に掲げるものに限る。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値</p> <p>(1) Dwが五千トン以上のもの $199.7688Dw^{-0.244}$</p> <p>(2) Dwが二千トン以上五千トン未満のもの</p> $227.01Dw^{-0.244} \left(0.98 - 0.1 \frac{Dw^{-3,000}}{2,000}\right)$ <p>ト 一般貨物船（次に掲げるものに限る。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値</p> <p>(1) Dwが一万五千トン以上のもの $94.5824Dw^{-0.216}$</p> <p>(2) Dwが二千トン以上一万五千トン未満のもの</p> $107.48Dw^{-0.216} \left(0.98 - 0.1 \frac{Dw^{-3,000}}{12,000}\right)$
3	<p>海防法第十九条の二十六第一項に規定する国土交通大臣の確認を受けなければならない船舶（第一号イからへまでに掲げる用途及び大きさの船舶に限るものとし、平成二十七年九月一日前に建造契約が結ばれた船舶（建造契約がない船舶にあつては、平成二十八年二月二十九日以前に建造に着手されたもの）を除く。）で、二酸化炭素放出抑制指標の値が次の各号に掲げる船舶の区分に応じ当該各号に定める二酸化炭素放出抑制指標の値以下であり、かつ、1の項第一号から第十三号まで、第十五号から第二十</p>

号まで及び第三十一号に掲げる装置の全てを有している船舶（同項第二十七号から第三十号まで、第三十二号及び第三十三号に規定する船舶にあつては、それぞれこれらの号に掲げる装置を有しているものに限る。）

一 令和四年四月一日以後に建造契約が結ばれた船舶（建造契約がない船舶にあつては、同年十月一日以後に建造に着手されたもの） 次に掲げる船舶の用途及び船舶の大きさの区分に応じそれぞれ次に定める二酸化炭素放出抑制指標の値

イ 指標基準省令第一条第一項に規定するロールオン・ロールオフ旅客船（以下「ロールオン・ロールオフ旅客船」という。）（次に掲げるものに限る。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) Dw が千トン以上のもの $586.6848Dw^{-0.381}$

(2) Dw が二百五十トン以上千トン未満のもの

$$752.16Dw^{-0.381} \left(0.88 - 0.1 \frac{Dw^{-250}}{750}\right)$$

ロ 指標基準省令第一条第二項に規定するクルーズ旅客船（以下「クルーズ旅客船」という。）（次に掲げるもので、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（昭和五十八年運輸省令第三十九号）第一条の二十三第二項各号に規定する推進機関（以下この項において「推進機関」という。）を有するものに限る。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) 総トン数（以下この表において「Gt」という。）が八万五千トン以上のもの $116.1712Gt^{-0.214}$

(2) Gt が二万五千トン以上八万五千トン未満のもの

$$170.84Gt^{-0.214} \left(0.88 - 0.2 \frac{Gt^{-25,000}}{60,000}\right)$$

ハ 指標基準省令第一条第五項に規定する液化天然ガス運搬船（以下「液化天然ガス運搬船」という。）（ D_w が一万吨以上のもので、推進機関を有するものに限る。） $1,532.516D_w^{-0.474}$

ニ 指標基準省令第一条第十項に規定するロールオン・ロールオフ貨物船（以下「ロールオン・ロールオフ貨物船」という。）（次に掲げるものに限るものとし、同条第十一項に規定する自動車運搬船（以下「自動車運搬船」という。）に該当するものを除く。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) D_w が二千トン以上のもの $1,096.017D_w^{-0.498}$

(2) D_w が千トン以上二千トン未満のもの

$$1,405.15D_w^{-0.498} \left(0.88 - 0.1 \frac{D_w - 1,000}{1,000}\right)$$

ホ 自動車運搬船（ D_w が一万吨以上のもので、 D_w を G_t で除した値が〇・三未満であるものに限る。）

$$608.6808D_w^{-0.471} \left(\frac{D_w}{G_t}\right)^{-0.7}$$

ク 自動車運搬船（ D_w が一万吨以上のものに限るものとし、ホに掲げるものを除く。） $1,413.8514D_w^{-0.471}$

二 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に建造契約が結ばれた船舶（建造契約がない船舶にあつては、令和三年十月一日から令和四年九月三十日まで間に建造に着手されたもの）で自動車運搬船に該当するもの 次に掲げる自動車運搬船の区分に応じそれぞれ次に定める二酸化炭素放出抑制指標の値

イ 自動車運搬船（ D_w が一万吨以上のもので、 D_w を G_t で除した値が〇・三未満であるものに限る。）

$$608.6808D_w^{-0.471} \left(\frac{D_w}{G_t}\right)^{-0.7}$$

ロ 自動車運搬船（ D_w が一万吨以上のものに限るものとし、イに掲げるものを除

く。) $1,413.8514D_w^{-0.471}$

三 令和二年一月一日から令和四年三月三十一日（自動車運搬船にあつては、令和三年三月三十一日）までの間に建造契約が結ばれた船舶（建造契約がない船舶にあつては、令和二年七月一日から令和四年九月三十日（自動車運搬船にあつては、令和三年九月三十日）までの間に建造に着手されたもの） 次に掲げる船舶の用途及び船舶の大きさの区分に応じそれぞれ次に定める二酸化炭素放出抑制指標の値

イ ロールオン・ロールオフ旅客船（次に掲げるものに限る。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) D_w が千トン以上のもの $586.6848D_w^{-0.381}$

(2) D_w が二百五十トン以上千トン未満のもの

$$752.16D_w^{-0.381} \left(0.88 - 0.1 \frac{D_w - 250}{750}\right)$$

ロ クルーズ旅客船（次に掲げるもので、推進機関を有するものに限る。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) Gt が八万五千トン以上のもの $133.2552Gt^{-0.214}$

(2) Gt が二万五千トン以上八万五千トン未満のもの

$$170.84Gt^{-0.214} \left(0.88 - 0.1 \frac{Gt - 25,000}{60,000}\right)$$

ハ 液化天然ガス運搬船（ D_w が一万吨以上のもので、推進機関を有するものに限る。） $1,757.886D_w^{-0.474}$

ニ ロールオン・ロールオフ貨物船（次に掲げるものとし、自動車運搬船に該当するものを除く。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) D_w が千トン以上のもの $1,096.017D_w^{-0.498}$

(2) D_w が千トン以上二千トン未満のもの

$$1,405.15D_w^{-0.498} \left(0.88 - 0.1 \frac{D_w - 1,000}{1,000}\right)$$

ホ 自動車運搬船（ D_w が一万トン以上のもので、 D_w を G_t で除した値が〇・三未満であるものに限る。）

$$647.6988D_w^{-0.471} \left(\frac{D_w}{G_t}\right)^{-0.7}$$

ク 自動車運搬船（ D_w が一万トン以上のものに限るものとし、ホに掲げるものを除く。） $1,504.4829D_w^{-0.471}$

四 平成三十一年四月一日から令和元年十二月三十一日までの間に建造契約が結ばれた船舶（建造契約がない船舶にあつては、同年十月一日から令和二年六月三十日までの間に建造に着手されたもの） 次に掲げる船舶の用途及び船舶の大きさの区分に応じそれぞれ次に定める二酸化炭素放出抑制指標の値

イ ロールオン・ロールオフ旅客船（次に掲げるものに限る。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) D_w が千トン以上のもの $639.336D_w^{-0.381}$

(2) D_w が二百五十トン以上千トン未満のもの

$$752.16D_w^{-0.381} \left(0.9 - 0.05 \frac{D_w - 250}{750}\right)$$

ロ クルーズ旅客船（次に掲げるもので、推進機関を有するものに限る。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) G_t が八万五千トン以上のもの $145.214G_t^{-0.214}$

(2) G_t が二万五千トン以上八万五千トン未満のもの

$$170.84G_t^{-0.214} \left(0.9 - 0.05 \frac{G_t - 25,000}{60,000}\right)$$

ハ 液化天然ガス運搬船（ D_w が一万トン以上のもので、推進機関を有するものに限

る。) $1,802.96Dw^{-0.474}$

ニ ロールオン・ロールオフ貨物船（次に掲げるものに限るものとし、自動車運搬船に該当するものを除く。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) Dw が二千トン以上のもの $1,194.3775Dw^{-0.498}$

(2) Dw が千トン以上二千トン未満のもの

$$1,405.15Dw^{-0.498} \left(0.9 - 0.05 \frac{Dw - 1,000}{1,000}\right)$$

ホ 自動車運搬船（ Dw が一万吨以上のもので、 Dw を Gt で除した値が〇・三未満であるものに限る。）

$$663.306Dw^{-0.471} \left(\frac{Dw}{Gt}\right)^{-0.7}$$

く 自動車運搬船（ Dw が一万吨以上のものに限るものとし、ホに掲げるものを除く。） $1,540.7355Dw^{-0.471}$

五 平成二十九年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に建造契約が結ばれた船舶（建造契約がない船舶にあつては、平成二十九年十月一日から令和元年九月三十日までの間に建造に着手されたもの） 次に掲げる船舶の用途及び船舶の大きさの区分に応じそれぞれ次に定める二酸化炭素放出抑制指標の値

イ ロールオン・ロールオフ旅客船（次に掲げるものに限る。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) Dw が千トン以上のもの $676.944Dw^{-0.381}$

(2) Dw が二百五十トン以上千トン未満のもの

$$752.16Dw^{-0.381} \left(0.95 - 0.05 \frac{Dw - 250}{750}\right)$$

ロ クルーズ旅客船（次に掲げるもので、推進機関を有するものに限る。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

- (1) Gt が八万五千トン以上のもの $153.756Gt^{-0.214}$
- (2) Gt が二万五千トン以上八万五千トン未満のもの
 $170.84Gt^{-0.214} (0.95 - 0.05 \frac{Gt-25,000}{60,000})$
- ハ 液化天然ガス運搬船（Dw が一万トン以上のもので、推進機関を有するものに限る。） $1,915.645Dw^{-0.474}$
- ニ ロールオン・ロールオフ貨物船（次に掲げるものに限るものとし、自動車運搬船に該当するものを除く。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値
- (1) Dw が一千トン以上のもの $1,264.635Dw^{-0.498}$
- (2) Dw が千トン以上二千トン未満のもの
 $1,405.15Dw^{-0.498} (0.95 - 0.05 \frac{Dw-1,000}{1,000})$
- ホ 自動車運搬船（Dw が一万トン以上のもので、Dw を Gt で除した値が 〇・三未満であるものに限る。）
 $702.324Dw^{-0.471} (\frac{Dw}{Gt})^{-0.7}$
- ク 自動車運搬船（Dw が一万トン以上のものに限るものとし、ホに掲げるものを除く。） $1,631.367Dw^{-0.471}$
- 六 前各号に掲げる船舶以外の船舶 次に掲げる船舶の用途及び船舶の大きさの区分に応じそれぞれ次に定める二酸化炭素放出抑制指標の値
- イ ロールオン・ロールオフ旅客船（次に掲げるものに限る。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値
- (1) Dw が千トン以上のもの $699.5088Dw^{-0.381}$
- (2) Dw が二百五十トン以上千トン未満のもの

$$752.16D_w^{-0.381} \left(0.98 - 0.05 \frac{D_w^{-250}}{750}\right)$$

ロ クルーズ旅客船（次に掲げるもので、推進機関を有するものに限る。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) G_t が八万五千トン以上のもの $158.8812G_t^{-0.214}$

(2) G_t が二万五千トン以上八万五千トン未満のもの

$$170.84G_t^{-0.214} \left(0.98 - 0.05 \frac{G_t^{-25,000}}{60,000}\right)$$

ハ 液化天然ガス運搬船（ D_w が一万トン以上のもので、推進機関を有するものに限る。） $1,983.256D_w^{-0.474}$

ニ ロールオン・ロールオフ貨物船（次に掲げるものに限るものとし、自動車運搬船に該当するものを除く。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) D_w が一千トン以上のもの $1,306.7895D_w^{-0.498}$

(2) D_w が千トン以上二千トン未満のもの $1,405.15D_w^{-0.498} \left(0.98 - 0.05 \frac{D_w^{-1,000}}{1,000}\right)$

ホ 自動車運搬船（ D_w が一万トン以上のもので、 D_w を G_t で除した値が〇・三未満であるものに限る。）

$$725.7348D_w^{-0.471} \left(\frac{D_w}{G_t}\right)^{-0.7}$$

ク 自動車運搬船（ D_w が一万トン以上のものに限るものとし、ホに掲げるものを除く。） $1,685.7459D_w^{-0.471}$

附 則

この告示は、令和三年八月二十日から施行する。